

若葉台小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
①	府中道	令和2年度	・細い道が長く続く箇所で、交通量が多い。スピードを出している自動車も目につく。	○路側帯や制限速度を再塗装する。 ⇒道路課と立川警察署で再塗装しました。 ※令和3年度に道路課でポラードを3箇所計6本設置しました。	実施中
		令和5年度	・一方通行で道が細いが、五日市街道の渋滞を避けようとする園分寺方面からの車が多く、交通量が多いため危険。	標識等の対策は既にされており、これ以上、標識等を増やすと、かえって、運転手の混乱を招いてしまう恐れがある。 ○引き続き、児童に対して、注意喚起を行う。 ⇒小学校で年間を通して実施中です。 ○今後、予定されている道路整備の進捗状況に併せて、対策を検討していく。	
		令和8年度	・府中道真ん中あたり(若葉町1丁目32－18)から若葉町二丁目交差点において、特に道が狭い。車1台分程の道幅で、歩道が両側に細く作られているが、車道と歩道がかなり接近している。車は抜け道であるため、スピードを出しており、道が狭いので危険に感じる。 ・道路の舗装が薄くなっている。歩道の白い線とともに、歩道側に線の舗装があるとよいが。 ・ラバーボールの増設要望 ・令和7年7月に児童と車による接触事故あり。横断歩道がない。	・府中道では、立川警察にて不定期で速度の取り締まりを行っている。(いつ実施するかを決めずに不定期のほうが効果的であるため) ・府中道にて設置されている路面標示のうち、段差マーク(イメージハンブ)については塗装が剥がれやすく、府中道は交通量も多いため、すぐに塗装が薄くなってしまふ。塗装が少しでも薄くなると、段差のような立体的な表示に見えなくなってしまうため、車の速度抑制の効果がなくなってしまう。そのため、現在は道路課などで、段差マークに代わる様々な方法を試験的に実施しながら対策を行っている。 ・ラバーボールの設置には、条件がいくつかあり、道路沿いに住んでいる家庭の車の出入りを妨げないようにする必要があったり、仮にボールを設置した後の歩道が車いす等が通れるほどのスペースが確保されている必要性や、車道においても緊急車両が通れるほどの幅員が確保されている必要があったりする。現状、府中道ではいくつかの箇所にボールが設置されているため、増設は難しい状況。1箇所に1本ほどの少ない本数であれば設置できる箇所はあるが、ボールは一定の本数をまとめて設置しないと効果が薄いものとなっている。 ○引き続き、小学校から児童に対して府中道のような歩道がない箇所を通行する際には、原則通り安全性が高い右側通行をするように指導を行う。	
②	けやき台団地24号棟すぐ東側の信号機のない丁字路	令和8年度	・若葉台小前のすずかけ通り沿いの横断歩道を横断中に令和8年4月に児童が車と接触したことがあった。 ・丁字路から南の道路は抜け道となっている。 ・丁字路にある横断歩道の塗装が薄くなっているため、塗り直しをお願いしたい。 ・すずかけ通りから丁字路に車が左折・右折して侵入する際に、横断歩道手前で減速することなく通行する車がいる。そのため、車に対する注意喚起として、「学童多し」などの標識を立てる等、対策があるとありがたい。	・丁字路において信号機の設置はない。 ・丁字路における南側の歩道(東西へ通行する歩道)には横断歩道が設置されている。 ・登下校時の際には児童は丁字路において東西の方向に通行しており、北側・南側の両方の歩道を利用している。 ・そのため、すずかけ通りから右折や左折をして、丁字路南側にある横断歩道を通過し、南側へと通行していく車が登下校時の児童にとって危険がある状況となっている。 ・丁字路南側の道路は抜け道となっており、けやき台団地の南側へと抜けられるようになっている。 ・当該箇所から1本西側の通りはスクールゾーンとなっているが、今後、コミュニティ通路となり、南側部分は通行止めとなるため、通り抜けができなくなる。そのため、スクールゾーンの規制も解除される予定。 ・スクールゾーン解除に伴い、当該箇所に設置されている「この先スクールゾーン」の旨が記載された看板(URが設置)が撤去されるため、同じく設置されている「止まれ」の看板や横断歩道を表す看板等が見えやすくなると思われる。 ・コミュニティ通路となる通りの南側部分が通行止めとなった後においても、当該箇所(丁字路)の南側の道路においては、現状のまま団地の南側へと通り抜けができることとなる。 ○信号機のない横断歩道においては、手を上げるなどの横断歩道を渡る意志をしっかりと車に対して伝えることが大切であり、渡るのかどうか分からないと車も戸惑ってしまい、それが事故につながってしまうため、引き続き、小学校から児童に対して当該箇所を横断する際には渡る意志をしっかりと車に対して伝えるように指導を行う。 ○立川警察にて横断歩道の再塗装を行うことを検討する。 ○道路課で「通学路」と書かれた注意喚起看板が当該箇所付近で設置ができそうな箇所がないか現場を確認のうえ、看板の設置の検討を行う。	実施中

若葉台小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
③	若葉西通りと立川九中へつながる細い道との交差点	令和3年度	・立川九中へ抜ける道は細い道だが、通行車両が多く、児童との衝突が心配。	○注意喚起の看板を設置する。 ⇒道路課で設置しました。	実施中
		令和5年度	・横断歩道・信号が無く、見通しのよい直線のため、車もスピードを出し危険。	交差点（東西）の西側道路上の止まれ表示の位置が交差点に近いため、一時停止しない車が多い。 ○停止線を1m程下げ、止まれ標識を大きくすることを要望する。 ⇒立川警察にて、停止線の位置を交差点から離れるように少し下げました。標識の大きさについては、改めて現地確認したところ問題なしと判断しております。 ○横断指導線（東西共に）の再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装を行いました。 ○歩行者用のストップマークの再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装を行いました。 ○地域安全マップの文言（車が急に出てくるよ）について、対策を示す文言（左右をよく確認しよう）に変更する。 ⇒学務課でR6版地域安全マップにて対策を示す文言に修正しました。	
		令和8年度	・交差点において、左折する車が横断歩道手前で一時停車することなく走行していることが多く、危ない。 ・交差点東西の通り（細い道）は車の抜け道となっている。当該交差点には信号機はないため、スピードを出した車が交差点にある歩道を横切って通行しており、危険。原則、車が歩道を横切る際には、車側が一時停止する義務があるが、児童に対しても当該歩道を渡る際に注意してもらうために、歩道前に設置してある路面標示（歩行者ストップマーク）の再塗装を要望する。 ・交差点西側において、街路樹の茂みのせいで、歩道を渡る児童の姿が車側から見えにくくなっており、反対に児童からも車の姿が見えにくくなっている。 ・カーブミラーの設置の要望。	・交差点東西の通り（細い道）は相互通行となっている。 ・当該交差点（十字路）の北側部分には立川バスの停留所がある。 ・交差点付近には東西に渡るための横断歩道はない。 ・バスが停留している側（交差点西側）の歩道から反対側の歩道（交差点東側）へと車道を横切り、渡ろうとした児童が車と衝突する事故があった。（その時、バスも停留していたため、横断する児童の姿がバスに隠れてしまい、反対車線を通行する車から見えにくくなっていた。） ・交差点において、歩行者が南北に横断するための箇所には白線が引かれている。（横断歩道ではない）また、手前には歩行者ストップマークの路面標示があるが、塗装が薄れている。 ・登下校時の際には、児童は交差点西側と東側の両方の歩道を使用しており、南北に通行している。 ・信号機は、近くに設置されている信号機と一定の距離が離れていないと設置することはできないため、当該箇所に新たに設置することは難しい。 ○本来、横断歩道がないからといって道路を横断してはならないわけではないが、小学校児童についてはまだ自己判断能力が成熟していないため、小学校から児童に対して横断歩道のないところでは道路を横断しないように改めて指導をする。 ○「学童多し」などの注意喚起看板の設置には、付近に看板を付けられるだけの太い支柱が必要となるため、道路課で改めて現場を確認し、看板の設置が可能であるかの検討を行う。 ○交差点において、歩行者が南北に横断するための箇所に引かれている白線を横断歩道に変更ができるか立川警察にて検討する。横断歩道への変更が可能な場合には、歩道手前にある歩行者ストップマークの路面標示については実態にそぐわなくなるため削除することとなる。横断歩道への変更が難しい場合には、道路課で薄くなっている歩行者ストップマークの再塗装を行う。	
④	若葉西通りと若葉大通りが重なる交差点から若葉大通りと若葉東大通が重なる交差点までの若葉大通り沿い	令和8年度	・車の通りが多い。 ・歩道を自転車が多く通っており、児童の登校時に危ないと感じている。 ・自転車が行き止まる場所を示す路面標示（白色）が消えかかっているところがある。 ・車道に自転車が行き止まる場所を示す路面標示（白色）はあるが、自転車が走行する場所は車道であることがより分かりやすくなるような青色の矢羽マークや看板の設置などの対策ができないか。	・自転車が通行する場所を示す路面標示のうち、青色の矢羽マーク（自転車ナビライン）については交通量の多い主要な幹線道路に設置が可能な表示であり、当該箇所での設置は難しい状況。 ○交通安全課では、市内の自転車ナビマーク（白色）の塗装が薄い箇所の再塗装を順次実施しているため、当該箇所においても今後、必要に応じて再塗装を行う。	実施中
⑤	第九中学校北東の丁字路（若葉大通り沿い）	令和8年度	・信号がないため、横断歩道を気付けて渡る必要がある。周りをよく確認したうえで、児童に横断歩道を渡らせるような注意喚起の看板などの対策を要望。 ・九中側の通りの「止まれ」の路面標示の再塗装を要望。	・丁字路において信号機の設置はない。 ・登下校時の際には児童は丁字路において東西の方向に通行しており、北側・南側の両方の歩道を利用している。 ・そのため、若葉大通りから左折して丁字路南側にある横断歩道を横切り、南側へと通行していく車が登下校時の児童にとって危険がある状況となっている。 ○立川警察にて丁字路南側にある「止まれ」の路面標示と停止線の位置を少し前に（北側に）出すことを検討する。これにより、丁字路南側の車道は幅員が狭いため、停止線で止まる車があると、若葉大通りから左折や右折をして丁字路南側方向へと通行することが難しくなり、横断歩道を横切る車を抑制することに繋がる。 ○立川警察にて丁字路南側付近に設置されている諸々の標識（「止まれ」標識や横断歩道を表す標識等）を大きいものへと取り替えることを検討する。 ○道路課で丁字路南側付近に「飛出し注意」の旨の看板を設置することを検討する。設置する看板については、若葉ヶ丘キモール付近に設置されている「飛出し注意」の旨の看板があるが、現在は、登下校時に児童があまり通行していない箇所となるため、その看板を引用する。	実施中

若葉台小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
⑥	若葉大通りと若葉東大通が重なる交差点	令和8年度	・当該交差点にて過去に死亡事故があった。（※時期は不明） ・交差点付近には、保育園（れんげ砂川保育園）、児童館（学童併設の若葉児童館）、病院があり、子どもとお年寄りの往来が多い。大型のコンビニ（ローソン）が交差点付近に最近できたため、交差点に急いで進入して、コンビニで急に曲がったりがあるのではと心配する声が多い。コンビニにトラックも出入りしている。そのため、交差点付近に車に対する注意喚起として、『学童多し』看板の設置を要望。	・交差点（十字路）の南側の歩道を登下校時に児童が通行しているが、そのうち、東側の歩道沿いにコンビニ（ローソン）が最近に建てられたため、交差点北側や西側から来た車がスピードを出したまま急いで左折して、児童が通行している東側の歩道を横切り、ローソンへと入っていく車が危ないと感じている。 ・そのため、『学童多し』などの注意喚起看板を交差点西側から来る車に対して事前に周知できる位置に設置ができないか現場を確認したが、看板を付けられるような太い支柱が良い位置にないため、設置が難しい状況となっている。 ○小学校から児童に対して登下校時において、当該交差点の南側の歩道を通行する際には、ローソンがある側ではない、西側の歩道を通行するように指導をする。	実施中
	若葉台小西側T字路	令和3年度	・信号機が無い箇所です、すずかけ通りから曲がってくる自動車が多く、児童との衝突が心配。	○すずかけ通りの北側を歩くように指導する。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	対策完了
		令和5年度	・国分寺から五日市街道を避けるための抜け道のため、車通りが多く危険。	すずかけ通りからT字路に右折して侵入する際には車の運転手は、反対車線の車のみ注意し、横断歩道を渡る歩行者まで注意できていない。すずかけ通りから左折して、侵入する際には、曲がり角が滑らかとなっているため、スピードを落とさずに侵入しようとする車が多く危険。T字路からすずかけ通りに出ていく車についても、車線に入ることに集中して、歩行者を見落としがちになってしまっている。 ○すずかけ通りから左折して、侵入する際に、車がスピードを落とすように、曲がり角を直角に近い形にする検討をしてもらうように要望する。 ⇒対策について警察で計画を取りまとめ、道路課に対して要望のうえ、実施しました。	
	けやき台団地内スクールゾーン（けやき台団地6号棟と19号棟の間）	令和2年度	・進入車両あり。 ・すずかけ通りから左折して進入する車両が一時停止しない。	○交通情勢に応じて必要な対策を実施する。 ⇒立川警察署より順次、実施中です。	対策完了
		令和5年度	・車の抜け道になっており危険。 ・車が左折する際に、スピードを落とさず、曲がってくるため危険。	すずかけ通りからのスクールゾーン入口付近は歩道となっている。車がスクールゾーンに侵入する際には、歩道を横切ることとなるため、本来は車は一時停止の義務がある。 当該箇所はUR（独立行政法人都市再生機構）の土地であるため、スクールゾーン内の標識の設置等は難しい。 ○立川警察署の担当部署へ情報提供を行い、引き続き、自動車運転手に対して、安全教育に努めてもらえるように要望する。 ⇒所管である立川警察署交通総務係に情報提供を行いました。 ○児童に対して、注意喚起を行う。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	
	府中道とすずかけ通りの交差点	令和2年度	・横断歩道にかすれあり。	○横断歩道を再塗装する。 ⇒立川警察署で再塗装しました。	対策完了
	すずかけ通り	令和2年度	・南北に横断時、街路樹により見通しが悪い。	○横断する箇所を限定する。 ⇒小学校で児童が横断する箇所を限定しました。 ○横断旗の設置箇所を移動する。 ⇒学務課で移動しました。	対策完了
	けやき台団地24号棟付近交差点	令和2年度	・府中道からすずかけ通り方面に進入する車両の速度が速い。	○ボラードを設置する。 ⇒道路課で設置しました。	対策完了